

# 特記仕様書

第1条 本特記仕様書は、「3農土第236号 波佐見町森林経営管理制度にかかる（61林班）保育間伐業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条 本業務は、本特記仕様書によるほか、次の各項により実施するものとする。

- 1) 土木設計（測量、調査）業務等共通仕様書（令和3年4月 長崎県土木部）
- 2) 長崎県治山・地すべり防止事業 調査・測量・設計業務共通仕様書（令和2年10月長崎県森林整備室）
- 3) 発注者支援業務共通仕様書（令和2年3月 長崎県土木部）
- 4) その他関連図書

第3条 施行場所

東彼杵郡波佐見町 志折郷 地内

第4条 業務概要

保育間伐 A=8.25ha

第5条 管理技術者

管理技術者は、次のいずれかの要件を満たす者を配置すること。

- ① 森林法第187条第3項の林業普及指導員資格試験に合格した者（森林法の一部を改正する法律（平成16年法律第20号）による改正前の森林法第187条第5項林業改良指導員資格試験に合格した者を含む。）
- ② 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（森林部門）の2次試験に合格した者
- ③ 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条第1項に規定する林業労働力確保支援センターから林業作業士又は現場管理責任者、統括現場責任者の認定を受けた者
- ④ 一般社団法人日本森林技術協会から林業技士の登録を受けた者
- ⑤ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校において林業に関する学科を修めて卒業した後、植栽、間伐等の森林の育成に係る業務について1年に60日以上かつ5年以上（同法による高等専門学校又は大学を卒業した者にあつては、1年に60日以上かつ3年以上）の実務経験を有する者
- ⑥ 森林整備事業に係る業務について1年に60日以上かつ10年以上の実務経験を有する者
- ⑦ 建設業の土木工事一式若しくは造園工事に関する監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等を有し、かつ林業労働力確保支援センターが開催する林業就業参入研修を修了した者

## 第6条 業務内容

本業務の業務内容は、次のとおりとする。

### 1) 業務の目的

本業務は、経営管理権集積計画の対象森林において森林整備（保育間伐）を行うものである。

### 2) 業務の内容

(1) 図面に示す施行場所の保育間伐を行う。

#### (2) 間伐木の選定

- ① 間伐率は概ね 30%とする。
- ② 残存木の育成を考慮し、その妨げとなる立木を伐採するとともに、欠損木や二叉木等の著しい形質不良木、劣勢木及び枯損木等も併せて伐採すること。なお、枯損木は間伐率に算入しない。

#### (3) 作業の方法

- ① 伐倒にあたっては、残存木を損傷させないように留意するとともに、かかり木等の危険木は安全に処理を行い放置しないこと。
- ② 伐倒した伐倒木、雑木、灌木類は作業並びに管理の妨げとならないよう整理すると共に、必要に応じて地面に接するように引きおろすこと。
- ③ 玉切りした材は、下方に転落、流出しないように安定させること。
- ④ 林内のつる等はすべて切断し、残存木から取りはずすこと。

## 第7条 協議打合せ

本業務における協議打合せ時期等については事前に監督職員と打ち合わせ、決定するものとする。また、業務着手時及び業務完了時には、管理技術者が立ち会うものとする。

## 第8条 契約変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び土木設計共通仕様書第1120条から第1123条までに記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木設計業務等変更ガイドライン 平成28年4月」（長崎県土木部）によることとする。

## 第9条 成果品

成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 報告書（A4版） 1部
- (2) 電子ファイル 1部

電子ファイルはPDF形式（アドビ社アクロバット）とする。

また、付属電子データは、以下のフォーマットとし電子媒体に付属する。

- ① 文章データ Microsoft Word 2002 以上
- ② 表データ Microsoft Excel 2002 以上

③写真データ JPG

原則として位置情報(GPS データ等)が記録されたもの

④画像データ PNG

(3) その他

電子媒体に用いるラベルについては、「業務名称」、「作成年月日」、「受注者名」、「ウイルスチェックに関する情報」、「フォーマット形式」を明記すること。

第 10 条 その他

- 1) 本特記仕様書及び添付図面は、本業務に必要な諸元及び資料のうち主要な事項のみを示したものであることからこれらに記載してない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、責任をもって充足しなければならない。
- 2) 成果品について、納入後に遺漏、誤り等が発見された場合は、受注者の責任において直ちに修正するものとする。